

第4回金山町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月21日（月）10時00分から10時34分

2 開催場所 金山町役場4階 委員会室

3 出席委員（12名）

農業委員

1番委員	稲垣 花恵	2番委員	若林 秀喜	3番委員	三瓶 浩一
5番委員	鈴木 茂	6番委員	五ノ井 隆		
8番委員	渡部 真明	9番委員	中丸 守	10番委員	西脇 優
11番委員	菅家 国男	12番委員	小林 和衛	13番委員	栗城 元一

農地利用最適化推進委員

旧沼沢村 阿部 和彦

4 欠席委員（3名）

農業委員

7番委員 横田 敏宏

農地利用最適化推進委員

旧川口村・旧本名村 黒田 修市 旧横田村 須佐 勉

5 出席事務局職員（3名）

事務局 長 須佐 光夫 事務局次長 本名 隆二 事務局主事 前川 泰志

6 会議次第

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指名

(3) 会務報告（令和7年3月21日～令和7年4月20日）

3月21日 第3回金山町農業委員会総会

（場所：委員会室 出席者：委員11名、事務局3名）

4月 9日 金山町農業労働力調整協議会

（場所：委員会室 出席者：会長及び委員2名、事務局3名）

(4) 議事

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の広告について（一括契約）

(5) 協議報告

(1) 令和7年度農作業標準賃金答申額について

(2) 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

(6) その他

(7) 閉会

事務局長	皆さんおはようございます。それでは時間となりましたので、始めたいと思います。ご起立願います。礼、ご着席願います。
会長	只今より、第4回農業委員会総会を開会します。会議録署名人を12番委員と1番委員をお願いします。会務報告を事務局をお願いします。
事務局	では、令和7年3月21日から令和7年4月20日までの会務を報告します。 3月21日第3回金山町農業委員会総会が委員会室で開かれ、出席者は委員11名、事務局3名でした。 次に4月9日金山町農業労働力調整協議会が同じく委員会室で開かれ、出席者は会長、協議会のメンバーである委員の2名、事務局3名でした。以上です。
会長	会務報告について何かご意見、ご質問等ございませんか。 ないようでしたら議事に入ります。議案第4号農用地利用集積等促進計画の広告（一括契約）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（議案朗読・説明）
会長	（申請番号R7-1～2（新規設定）について） 事務局から補足がありましたらお願いします。
事務局	場所ですが、水沼谷地につきましては上田の道路改良を行ったところの下側になります。前契約の耕作者が亡くなり賃貸借であれば契約は今回の申請人に相続されましたが、使用貸借だったため自動的に契約が解約となり、新たに受け人が申請されました。
会長	今ほどの事務局の説明で、ご質問等ございませんか。
旧沼沢村推進委員	令和7年4月から賃貸借に関しては農地バンクになると聞いていますが、これはどうなっていますか。
事務局	農地バンクが間に入った契約になります。
旧沼沢村推進委員	この契約の対価は無料ですか。
事務局	今回は無料で、使用貸借になります。
旧沼沢村推進委員	手数料はかかりますか。

事務局	手数料はかかりません。８００円を超える契約になると手数料が８００円かかります。
旧沼沢村推進委員	手数料の金額は面積で決まるのですか。
事務局	１０ａあたりの契約の手数料が８００円を超えた場合に最低８００円かかります。契約金額の１％が手数料になります。
旧沼沢村推進委員	はい、わかりました。
会長	他にございませんか。
２番委員	契約内容について以前は表記されていましたが、今後は表記されないのですか。
事務局	今回は使用貸借契約で契約金額が０円なので表記されていませんが、もし賃貸借契約であれば「対価等」欄に金額が表記されます。
２番委員	ありがとうございました。あと、玄米（物納）で契約していた場合はどうなりますか。
事務局	農地バンクは、原則お金でのやり取りになります。
２番委員	契約金額は当事者間で決めていいのですか。
事務局	はい。１０ａあたりいくら、と決めて申し込んでいただければ大丈夫です。その金額で農地バンクに借り手と貸し手からそれぞれ契約額の合計の１％ずつを支払う、という形になります。
２番委員	わかりました。
会長	他にございませんか。ないようでしたら、ご承認いただけますか。 （はい の声あり）
	議案第４号については、ご承認いただきました。議事については以上でございます。続きまして協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局	((1) 令和7年度農作業標準賃金答申額について) (協議朗読・説明)
会長	令和7年度農作業標準賃金は農家の皆さんに参考にしてもらうために各戸に配布します。皆さんに問い合わせ等あるかと思いますが参考にさせていただいて、協議の上、作業の委託受託をしていただくよう、よろしくお願いいたします。 皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。ないようでしたら、ご承認いただけますか。 (はい の声あり)
会長	次の協議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	((2) 令和7年度最適化活動の目標の設定等について) (協議朗読・説明)
会長	(2) の説明がありました。皆さまからご意見、要望等ございませんか。
10番委員	(2) 遊休農地の解消の「①現状及び課題」ですが、農地を相続したときの届出を役場でもやっていて、死亡届と一緒に窓口で相続の書類の案内をしていると思います。その届出のところに「あっせん等の希望の有無」という項目がありますが、その「あっせん」というのは金山町では問い合わせも含めて、どれくらい行われているのでしょうか。「あっせん」をもう少し活用するといいのかなと思いますがいかがでしょうか。
事務局	あっせん事業というのは、担い手に農地を集積するために農業委員会が行う事業ですが、私の知るところでは金山町での実績はありません。提出される相続の届出の「あっせん」の欄は空欄であることが多く、その場合、あっせんの希望があるとは判断しがたく、基本的にはあっせんの希望なし、で受け取っています。
10番委員	仮にあっせんの希望ありの場合は、その後の流れはどうなっていますか。
事務局	その農地の近くで耕作する担い手の方にあっせんするような流れで事務を行っていきます。ただ、相続で出されてくる農地は山中の遊休農地が多く、平場の農用地は既に担い手の方に集積されている状況ですので、実際は難しいと考えています。
10番委員	例えば、今回の受け人が仮にあっせんを希望する場合はどうなりますか。一回契約が切れて、その後、機構でやるのか、直接3条許可で周りの人がやるのか、担当地区の農業委員にやってもらうのか、農業委員会の事務局で事務を集約するのか、過去に例がないということですが、どうでしょうか。

事務局	基本的には事務局の方で事務を進めていくようになると思います。ただし、あつせんするにあたって、地元の農業委員にご相談することはあると思います。
10番委員	わかりました。
会長	よろしいですか。他にございませんか。ないようでしたら、これを持ちまして閉会したいと思います。本日は大変ご苦勞様でした。

以上の会議の内容は書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため署名する。

令和7年4月21日

福島県大沼郡金山町農業委員会

会長 栗城 元一

委員 小林和衛

1番委員 稲垣 花恵

